

みなし共同事業に係る明細書

福岡市

複数の事業所用家屋でみなし共同事業が適用になる場合は、それぞれの家屋別に作成して事業所税申告書に添付してください。
免税点の判定は、みなし共同事業が適用になる事業所用家屋ごとに最下欄の「家屋合計」における事業所床面積及び従業者数を貴社の事業所床面積及び従業者数とし、その他の貴社の市内事業所との合計により行います。

					課税標準の算定期間の末日		年 月 日		
みなし共同事業の対象となる 事業所用家屋の所在地					事業所用家屋の名称 (ビル名等)				
区 分		専用床面積①	事業所床面積	非課税床面積	差引床面積	従業者数	非課税者数	差引人数	備考
		共用床面積②	③ (①+②)	④	⑤ (③-④)	⑥	⑦	⑧ (⑥-⑦)	
みなし共同事業に係る共同事業者の名称又は氏名	貴社 (判定対象者)	m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
家 屋 合 計		事業所床面積 (⑤ の 合 計)			m ²	従業者数 (⑧の合計)		人	

(記載要領)

※みなし共同事業とは

事業を行う法人又は個人（以下、「事業主」という。）は、市内における事業所の床面積又は従業者数の合計がそれぞれ免税点（資産割は 1,000 m²、従業者割は 100 人）を超えている場合に、事業所税の申告と納付が必要となります。

ただし、事業主に特殊関係者が存在し、その特殊関係者が同一の家屋内で事業を営んでいる場合は、当該特殊関係者の事業は事業主の共同事業とみなされ、事業主と特殊関係者の事業所床面積又は従業者数の合計で免税点を判定します。これを「みなし共同事業」と呼んでいます。

なお、税額を計算するための課税標準は、事業主の単独の事業所床面積又は従業者給与総額となります。

みなし共同事業に係る明細書

福岡市

みなし共同事業の対象となる事業所用家屋の所在地、ビル名等を記入してください。					課税標準の算定期間の末日		××年 ×月××日		
みなし共同事業の対象となる 事業所用家屋の所在地		福岡市Y区〇〇×丁目××番××号			事業所用家屋の名称 (ビル名等)		△△ビル		
区 分	専用床面積①	事業所床面積	非課税床面積	差引床面積	従業者数	非課税者数	差引人数	備考	
	共用床面積②	③ (①+②)	④	⑤ (③-④)	⑥	⑦	⑧ (⑥-⑦)		
みなし共同事業に係る共同事業者の名称又は氏名	貴社（判定対象者）	みなし共同事業の対象となる事業所用家屋で貴社が使用している床面積及び従業者数を記入してください。							
	B株式会社	417.75 82.25 m ²	500.00	0.00	500.00	35	0	35	
	A株式会社	167.10 m ²	200.00	0.00	200.00	20	0	20	
		32.90 m ²							
	C株式会社	334.20 m ²	400.00	0.00	400.00	25	0	25	
		65.80 m ²							
		m ²	m ²	m ²	m ²	人	人	人	
		m ²							
	共同事業者とみなされる特殊関係者の範囲については、「事業所税申告のしおり」第三部又は地方税法施行令第56条第21項を参照してください。		みなし共同事業における事業所床面積の合計は貴社の事業所床面積とみなされ、その他の市内の貴社事業所床面積との合計が 1,000 m ² を超える場合は、事業所税（資産割）の申告納付が必要です。			みなし共同事業における従業者は貴社の従業者とみなされ、その他市内の貴社事業所の従業者数との合計が 100 人を超える場合は、事業所税（従業者割）の申告納付が必要です。			
		m ²							
	m ²								
家 屋 合 計		事業所床面積（⑤の合計）		1,100.00 m ²	従業者数（⑧の合計）		80 人		